二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町山田字奥羽山三六四の一から三六四の三まで、三六五から三六七まで、三七〇、三七一、字池ノ山三七七、三七八の一、三七八の三、郡家殿字岸ヶ谷六三九の二、六五三、篠波字大市谷七一〇から七一七まで、七一八の一、字引地谷六四九の一、六四九の二、字奥深谷六五三、六五四、字本谷七五三の二から七五三の五まで、字上保木七八五から七八八まで、延命寺字馬場一二九、一二九の一、字宮ノ本二八七、二八八、字大屋敷二八九、二九一、字割谷二九四、二九六、字祢布谷二九七、字小屋ガ谷二九八、三〇一の一、三〇二、字萬燈山三〇三、市場字小田五九二の二、五九二の四五、五九二の四七から五九二の五一まで、五九三、六四六から六五〇まで、六五〇の一、六五一、字石山口六五八の一、六五八の四、六五八の一〇、六五八の一一、六五九、六六〇の一、六六〇の二、字井毛六六一、六六二の一四、久能寺字赤坂上九三〇、九三四、九三七の一、九三七の二、九三八の一から九三八の五四まで、上峰寺字笑ヒ道谷三八六の八、三八六の一一、三八六の一三、市谷字南谷五四二の一、五四二の二、五四二の四、五四三の一、五五一の一、五五八から五五〇まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町市場字荒神谷二三二の五、二三五の一、二三五の二、二三六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十二年十月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　安和与那川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　昭和五十四年建設省告示第八百八十五号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第千百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　安和与那川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県名護市

字安和山川原	一号
	二号
	三号
	四号
字安和田良原	五号
	六号
	七号
	八号
	九号
	十号
字安和佐江原	十一号から十四号まで
	十五号
	六八一番
	六四六番
	六四七番
	六四四番
	六一九番
	六三一番
	五五八番
	五三三番一
	五四六番一
	五四〇番一
	四八五番一
	五二七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の安和与那川の中心線から左右各岸十三メートルまでの土地の区域

沖縄県名護市

字安和山川原	六八一番
	七二八番
字安和佐江原	五二七番二
	五一六番二地先河川敷　四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県名護市

字安和与那川原	七五八番
字安和山川原	七四二番
	七二八番
字安和佐江原	五一六番二地先河川敷　四号
	五一一番二
	五〇四番地先河川敷

ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の安和与那川の中心線から左岸十二メートル右岸十六メートルまでの土地の区域、標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の安和与那川の中心線から左岸十五メートル右岸十七メートルまでの土地の区域

沖縄県名護市

字安和与那川原	七五八番
	八六二番地先道路敷　三号
字安和佐江原	五〇四番地先河川敷　二号
字安和安和	二二番二地先河川敷　四号
字安和与那川原	八六二番地先道路敷　五号
	八六二番七　七号
字安和安和	二二番三　六号
字安和渡地原	一一四番八　八号

○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福島県伊達郡桑折町大字谷地字久仁内七番一から同郡国見町大字塚野目字下三本木一番一まで	前	一四・三六～六七・四一	一・八八五
	後	三〇・九三～一一〇・三六	一・八八五

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　十七号　新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国地先から同県南魚沼市竹俣新田地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　上越ケーブルビジョン株式会社　代表取締役　大島　精次

住所　新潟県上越市西城町二丁目二番二十七号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十二年十月五日から本協定の存続する日まで